

委託業務仕様書

1 委託業務名

介護事業所人材育成認証評価事業

2 委託目的

第三者による調査及び認証制度を通じて介護事業所の意識改革を行うことで、各事業所が従業員の介護の質を高めることが期待できるとともに、優良事業所を認証評価することで、求職者が優良な事業所であるか判断できる指標を与え、介護人材の確保に寄与する。

3 対象となる事業所

令和7年度に介護サービス情報公表の調査を実施した介護事業所で認証評価を希望する事業所

4 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日

5 委託内容

(1) 介護事業所における人材育成認証評価

ア 「介護サービス情報公表調査」を任意で実施している事業所に対する、介護事業所人材育成認証評価制度の周知。

イ 事業所からの申請を受理し、「愛知県介護事業所人材育成認証評価事業実施要綱」に基づく審査。

ウ 上記審査の結果、基準に適合していると認められる事業所について、県が別に指定する日時までに高齢福祉課に書面及び電子データによる報告。

なお、「介護サービス情報公表調査」の完了から審査結果の報告期限までは1～2週間程度になると見込まれるが、期日までに業務を完了すること。

(2) 普及啓発のための広報

認証を受けた事業所が、求職者に対して、県に認められた働きやすい職場であることをアピールし、もって当該事業所の人材確保に資することができるような普及啓発資材（ポスター及びチラシ）を作成し、別途県が指示する配布先に送付する。なお、作成する普及啓発資材の内容及び部数については、県と受託者が別に協議して定める。

上記に加えて、認証評価の評価項目である「新規採用者の育成体制」、「キャリアパスと人材育成」、「職場環境」、「社会貢献等」について、認証を受けた事業所が行っている具体的な取組を求職者に対してアピールできる取組事例集を、県のホームページに掲載できるよう電子データ(ワードファイル形式)で作成し、県が指定する期日までに高齢福祉課に納品する。なお、取組事例集の作成様式については、県が別に指定する。

(3) 認定証及び連続認証の認定証の作成

「愛知県介護事業所人材育成認証評価事業実施要綱」に基づき、介護サービス第三者評価推進会議において認証を行うことを決定された事業所に対して認定証を作成する。

また3年、5年、10年連続して認証を受けた事業所については、通常 of 認定証に加えて連続認証の認定証を作成する。

認定証及び連続認証の認定証の様式については、高齢福祉課が別に定めた様式を使用する。

6 その他

やむを得ない事由により委託内容が実施困難な場合には、事前に高齢福祉課と協議を行い、了承を受けること。